

「戦略的次世代バイオマスエネルギー 利用技術開発事業（次世代技術開発）」 に係る公募要領

【ご注意】

本事業への応募には、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ応募者の登録及び応募基本情報の申請が必要です。

応募者は応募時までにe-Rad へ「所属研究機関」及び「研究代表者」を登録し、応募に際しNEDOに応募書類をご提出いただくとともに応募内容の基本情報(応募基本情報)をe-Radへ申請する必要があります。所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもって実施して下さい。詳細はe-Radポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Radヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

e-Radポータルサイト : <http://www.e-rad.go.jp/>

e-Radサービス時間 : 6:00～26:00(月～金)、12:00～26:00(土、日)

e-Radヘルプデスク : [Tel:0120-066-877](tel:0120-066-877)

9:30～17:30 但し土、日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

平成24年5月

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 件名 | 1 |
| 2. 事業の概要 | 1 |
| 3. 応募資格 | 4 |
| 4. 提出期限および提出先 | 5 |
| 5. 応募方法 | 6 |
| (1) 提案書の作成にあたって | |
| (2) 提案書類について | |
| (3) 提案書の受理等 | |
| (4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録 | |
| 6. 秘密の保持 | 9 |
| 7. 委託先（又は共同研究先）の選定について | 9 |
| (1) 審査の方法について | |
| (2) 審査基準 | |
| (3) 委託先（又は共同研究先）の決定及び通知について | |
| (4) 公募スケジュール | |
| 8. 留意事項 | 11 |
| 9. 取得財産の扱い | 15 |
| 10. 説明会の開催 | 16 |
| 11. 問い合わせ先 | 16 |
| 12. 添付資料 | 17 |

別添 1 提案書の様式

別添 2 研究開発責任者候補 研究経歴書

別添 3 主要研究員候補 研究経歴書

別添 4 NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 5 知財の管理・運営方針に関わる提案

別添 6 提案書データシート

別添 7 提案書類受理票

別添 8 基本計画

別添 9 平成 24 年度実施方針

別添 10 契約に係る情報の公開について

（参考資料 1） 追跡調査・評価の概要

（参考資料 2） NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業（次世代技術開発）」
に係る公募について（平成 24 年 5 月 28 日）

はじめに

バイオマスのエネルギー利用は、化石エネルギー消費量の削減、GHG 排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保、また地域社会の活性化と発展、廃棄物量の削減と有効利用の観点からも、今後一層の導入普及を図ることが必要です。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、革新的な次世代バイオマス利活用基盤技術を確立する先導研究フェーズ、周辺技術や要素技術の不足により実用化が遅れているものを支援する実用化開発フェーズの 2 つの事業フェーズを戦略的に実施することにいたしました。そのうち、今回は先導研究フェーズについて、公募を実施いたします。当該事業への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

なお、本事業は、平成 24 年度の政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業（次世代技術開発）」

2. 事業概要

（1）背景及び目的

本事業は、「クールアース 50」における 2050 年の GHG 排出量の大幅削減目標達成に向け、「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」（平成 20 年 3 月経済産業省）ロードマップ及び平成 22 年 6 月に閣議決定された新たな「エネルギー基本計画」において 2030 年頃の実用化を目標とする技術として位置づけられている、BTL（Biomass to Liquid）、微細藻類由来バイオ燃料製造技術等の次世代バイオマス利用技術について、研究開発を実施いたします。

また、平成 21 年 8 月 28 日施行の「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」により、電気以外の部門（ガス、燃料部門）への一定量の非化石エネルギーの導入が新たに義務付けられる予定です。さらに、平成 22 年 12 月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」においても、バイオマスのエネルギー利用推進が掲げられており、バイオマス利用へのニーズが増大することが見込まれます。

我が国の状況は、木質、廃棄物系バイオマスエネルギーの導入に関しては、着実に進んでいるものの、バイオマスのエネルギー利用は、化石エネルギー消費量の削減、GHG 排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保、また地域社会の活性化と発展、廃棄物量の削減と有効利用の観点からも、今後一層の導入普及を図

ることが必要であります。

一方、世界の取り組み状況は、BTLに関しては、欧州・米国で既に商用プラントの建設も開始されています。また、微細藻類に関しては、石油価格の乱高下やGHG削減の要請の増大という社会的な状況の変化と、バイオテクノロジーの技術革新の大幅な進展によって技術が見直され、2007年頃から米国を中心として、大規模プロジェクトが始動しています。

本事業により、2030年までに輸送用燃料の石油依存度を80%に引き下げる目標達成（新・国家エネルギー戦略 2006年5月経済産業省）に寄与いたします。また、バイオマスエネルギー導入量の拡大が期待されるとともに、バイオマス原料に応じた最適プロセスの選択が可能になり、ガソリン代替、軽油代替、ジェット燃料代替等、出口のオプションの多様化を図れることとなります。また、ビジネスとして実用化可能なバイオマス利用技術の幅が広がり様々なエネルギー需要先での導入が可能となり、バイオマスエネルギー導入量の拡大に寄与致します。

なお、本事業は、総合科学技術会議が進める社会還元加速プロジェクトのうち「環境・エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用」として推進するものです。また、経済産業省の研究開発プログラムのうち「エネルギーイノベーションプログラム」の一環として行うものです。

(2) 今回の公募内容

次世代技術開発

本公募は、「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業」の内、次世代技術開発について公募するものです。

①技術課題と目標

2030年頃の本格的増産が見込まれ、バイオ燃料の普及を促進する波及効果の大きい次世代バイオ燃料製造技術の開発を実施します。

バイオマスを気体、液体、固体燃料、電気等のエネルギーに転換する技術に関連した次世代の研究開発及び将来の革新的なブレークスルーに繋がる基礎研究を対象とします。温室効果ガス削減効果および2030年以降の市場へのインパクトが大きく、本事業終了後を含めて実用化に向けた開発体制が整っている提案を採択します。

【本項公募の対象となる技術課題】

a) ジェット燃料及び船舶燃料代替バイオ燃料製造技術開発

BTL、微細藻類由来バイオ燃料製造技術等のジェット燃料及び船舶燃料代替のための研究開発を実施します。エステル化反応によるバイオディーゼル燃料は、既に実用化されているため、公募対象と致しません。

BTL、微細藻類由来バイオ燃料製造技術分野において、下記に挙げた課題を重点課題とします。ただし、下記以外でも、従来プロセスと比較して、新

規性・独創性があり、技術的・経済的に優れている研究開発は対象とします。

< BTL 関係 >

ガス化プロセスと液化反応のマッチングシステムの構築

ガス化後の組成が後段の触媒反応に最適（H₂/CO 比=1~2）であり、かつ不純物の混入を低減したバイオマス由来合成ガスを生成可能なガス化炉開発と、低コストで液化可能な触媒開発を組み合わせた BTL 製造システム技術の開発を目指します。（ガス化技術あるいは触媒開発のみを単独で取り扱う提案については、本事業の 22 年度並びに 23 年度公募により採択されているため、今回は公募対象と致しません。）

木質バイオマスの熱分解による直接的な燃料油製造技術の開発

木質バイオマスより効率的に熱分解油を製造できるトータルシステム技術の開発を目指します。

< 微細藻類由来バイオ燃料関係 >

油分生産性の優れた微細藻類の育種・改良、培養技術の開発

トータルプロセスの大幅な製造コスト低減を目指し、成長性や油分生産能力の高い微細藻類の獲得に係る育種・改良技術開発、並びに油分の大量生産の基盤となる大規模培養技術、油分抽出技術の開発を実施します。

b) その他の燃料で画期的な技術開発

ジェット燃料及び船舶燃料代替バイオ燃料製造技術開発製造技術以外で、現在行われている研究開発技術に比較して、効率が 2 倍になる、コストが半分になる等の、その技術の普及が促進される技術開発を実施します。

※現在行われている研究開発事例

NEDO バイオマスエネルギー先導技術開発（加速的先導技術開発）

開発目標：2015～2020 年にバイオエタノール製造コスト 40 円/L を達成する。

②事業期間

平成 24 年度～平成 25 年度（2 年間）

ただし、著しい波及効果の見込まれる研究成果をあげ、実用化に向けた研究段階に移行できると判断される場合には、更に 2 年間（平成 26 年度～平成 27 年度）の期間延長を行うことがあります。

③研究開発体制及び NEDO 負担率

本研究開発項目は、実用化まで長期間を要するハイリスクな「基盤的技術」に対して、産学の複数事業者が互いのノウハウ等を持ちより協調して実施する事業であり、原則、委託事業として実施します。ただし、産学連携とならないもの^(※1)については、共同研究事業（NEDO 負担率：2 / 3）として実施します。

※1 民間企業単独、民間企業のみでの連携等、産学連携とならないもの。大学の単独での応募は不可とします。

④費用負担額と事業規模

事業を実施するのに必要な経費を委託業務事務処理マニュアル (http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_h24.html) 等の規定に従って、当該経費の全額又は 2/3 を NEDO が負担します。

下記の研究開発費上限を超えない範囲でご提案下さい。

研究開発費上限 : 6 千万円 / 年 / 1 テーマ
 NEDO 負担額上限 委託事業の場合 : 6 千万円 / 年 / 1 テーマ
 共同研究事業の場合 : 4 千万円 / 年 / 1 テーマ

年度別研究開発費 予算の例 単位：百万円 / 1 テーマ

| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 事業期間 合計 |
|-------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 委託事業 の場合 | 研究開発費総額 | 60 | 60 | (60) | (60) | 120 (240) |
| | NEDO 負担額 | 60 | 60 | (60) | (60) | 120 (240) |
| 共同研究 の場合 | 研究開発費総額 | 60 | 60 | (60) | (60) | 120 (240) |
| | NEDO 負担額 | 40 | 40 | (40) | (40) | 80 (160) |

注)

1. 上表は、委託事業(又は共同研究事業)の場合の研究開発費総額と NEDO 負担額の例を示しています。括弧内は平成 25 年度末予定のステージゲート審査を通過した場合を示しています。
2. 採択決定後、実施計画書を作成いただき、契約を締結します。この段階で、事業内容・予算について精査します。事業内容・予算ともに、提案内容に変更が生じることがあります。
3. 採択の状況・総予算の状況により、各事業の予算の減額を求めることがあります。
4. 事業にかかる経費は、NEDO が検査にて金額を決定し、その後、委託先(又は共同研究先)に支払います。従って、委託先(又は共同研究先)から納入業者等への支払いにおいて、一時的に、委託先(又は共同研究先)が負担する必要があります。
5. 提案に当たっての参考として、年度別研究開発費の例を提示していますが、提案者がプロジェクトを遂行するために必要な研究開発費を計上してください。なお、総事業費は社会・経済状況・研究開発費の確保状況等によって変動し得ることもあり、NEDO が確約するものではありません。

3. 応募資格

応募資格のある法人は、次の（１）～（１０）までの条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- （１） 当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （２） 当該研究業務を円滑に遂行するために必要な経営（運営）基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- （３） NEDO が研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- （４） 企業等が当該委託事業（又は共同研究事業）に応募する場合、当該委託事業（又は共同研究事業）から得られた研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- （５） 研究開発独立行政法人または公益法人が応募する場合は、そのプロジェクトの技術分野において、技術的な優位性を有すること。
（提案書に技術的な優位性を有することを具体的に明記してください。）
- （６） 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合、参画する各企業等が当該委託業務（又は共同研究業務）から得られた研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等と参画企業等の責任と役割が明確化されていること。
- （７） 当該委託業務（又は共同研究業務）の全部または一部を複数の企業等が共同して実施する場合、各企業等が当該委託業務（又は共同研究業務）から得られた研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の明確な責任と役割が示されていること。
- （８） 研究開発独立行政法人が応募する場合、民間企業への再委託等^{（※１）}が含まれていないこと。
- （９） 原則、本邦の企業等で日本国内に研究拠点を有していること。ただし、国外企業等の特別の研究開発能力、研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分はこの限りではない。
- （１０） 再委託費が委託先（又は共同研究先）の研究開発費の 50%未満であること。

※１ 再委託等とは、再委託及び共同実施を示します。

再委託とは、委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託することを言います。外注との違いは、研究開発要素が含まれていることです。

共同実施とは、委託先が委託業務の一部を第三者と共同で実施することを言います。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 2 部（正 1 部、副 1 部）および CD-R（1 部）を作成し、

以下の応募期限までに郵送又は持参にて御提出下さい。FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。

- ・ 提出期限 : 平成24年6月27日(水) 17:00必着(郵送・宅配便等含む)
(応募状況により期間を延長する場合があります)
- ・ 提出先 : 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー技術開発部 バイオマスグループ
日尾野 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番
ミュージア川崎セントラルタワー 18 階

- ※ 郵送の場合は、封筒に『戦略バイオ(次世代技術開発)に係る提案書在中』と朱書きの上ご提出下さい。
- ※ 持参の場合は、ミュージア川崎 16 階の「総合案内」で受付を行い、以下の担当者をお呼び出してください。(公募期間内の 10:00 から 17:00)
新エネルギー部 バイオマスグループ 日尾野、森田、山本、土生、本多
- ※ 電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談ください。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要があります。

5. 応募方法

(1) 提案書の作成にあたって

- ・ 提案書は日本語で作成して下さい。
- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1 をご参照ください。
- ・ 一法人による単独提案の場合は、別添 2 に従って「研究開発責任者候補研究経歴書」のみを提出してください。
- ・ 複数法人での共同提案の場合は、全法人を代表し研究開発全体を取りまとめる責任者を 1 名決定して、「研究開発責任者」として、「研究開発責任者候補研究経歴書」(別添 2) を作成してください。その場合、研究開発責任者が所属しない他の法人に関しては、それぞれの法人を代表する研究者を各法人 1 名決定して「主要研究員」として、「主要研究員候補研究経歴書」(別添 3) に記載願います。(主要研究員候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者または統括責任者となる登録研究員です)
- ・ 再委託先、共同実施先についても「主要研究員候補研究経歴書」(別添 3) の提出が必要です。

(2) 提案書類について

以下の書類および電子ファイル（CD-R）を提出下さい。

- ・ 提案書本文 2部（正1部、副1部）、CD-R（電子ファイル）1部
（研究開発責任者候補および主要研究員の研究経歴書も上記に含む）
 - ・ e-Rad 応募基本情報（詳細は（4）-⑤を参照ください） 1部
 - ・ 会社経歴書（パンフレット等） 1部
 - ・ 直近3年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）各1部
※大学等につきましては、財務諸表等の決算報告書を添付してください。
 - ・ 実績調査票（別添4） 1部（共同提案者、再委託先等 各1部）
 - ・ 知財の管理・運営方針に関わる提案（別添5） 1部
 - ・ 提案書データシート（別添6） 1部、CD-R（電子ファイル）1部
 - ・ 提案書類受理票（別添7） 1部
-
- ・ NEDO から提示される共同研究契約標準契約書に基づいた契約書（案）に合意すること（別添1 P.19参照）が選定の要件となりますが、疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）を添付して下さい。
 - ・ 提案者以外の土地、建物等を借用しての事業を計画する場合は、所有者の合意を得ている旨の書面の写しを提出ください。
 - ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該外国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部を提出ください。

（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合は、NEDOが提供する交付申請書（英文様式）の写し、もしくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し1部。国際共同技術開発適格認証についてはNEDOホームページにてご確認ください。

- ・ 二国間協力協定（http://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00473.html）

（3） 提案書の受理等

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、予め別添7の「提案書類受理票」に会社名等ご記入の上、送付（持参）ください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。提案書に不備があり不受理となり、提出期限までに修正ができない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

・

（4） 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

- ・ 応募に際し、あらかじめe-Radへ応募基本情報を申請することが必要です。共同提案の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Radポータルサイ

ト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をご確認ください。

- ・ 概略の手続きを以下の①～⑤に示します。複数法人による共同提案の場合、全ての法人が同様の手続きを行ってください。
- ・ 再委託先等は、委託元である提案法人の「研究分担者」として登録して下さい。③～⑤の手続きは不要です。

① 所属研究機関の登録とログインIDの取得

応募に当たっては、研究代表者の所属する研究機関(所属研究機関)が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行って下さい。登録手続きに2週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行って下さい。登録されると、ログイン用ID(11桁)、所属研究機関用ID(10桁)、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照して下さい。(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)

② 研究代表者(=主要研究員)のログイン用ID(11桁)、申請用研究者番号(8桁)の取得

前記①で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納されたPCを用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録しログイン用ID(11桁)及び申請用研究者番号(8桁)、パスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関用操作マニュアルを参照して下さい。

○ 所属研究機関用マニュアル(共通)

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>)

※ e-Rad に登録する「研究代表者」は、本公募要領 P.6 に記載の「研究開発責任者」もしくは「主要研究員」と同一人物としてください。

③ 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、NEDO の公募ホームページから公募要領と申請様式をダウンロードし、提案書類を作成・準備します。

④ 応募基本情報の入力

e-Rad のポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募基本情報を入力します。詳細については、研究者用マニュアルを参照してください。

○ e-Rad ポータルサイトの研究者向けページ

(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html>)

○ 研究者用マニュアル(共通)

(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)

⑤ 提出方法

前記④で作成した e-Rad 応募基本情報は PDF ファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書（正）とともに NEDO へ提出してください（e-Rad 応募基本情報は、「配分機関受付中」でもダウンロード可能です）。詳細は、e-Rad 研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実行者選定のためにのみ用い、NEDO で厳重に管理します。なお、国際共同研究を実施している、又は実施しようとしている相手国研究者が NEDO の指定する守秘義務条項含む協定を締結している国外の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合は、国際共同研究に関する内容等の申請書（英語様式）に記された内容が国際共同研究の認定審査のために相手国の公的支援機関へ渡ることを承知の上、記載ください。

取得した個人情報（研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先（又は共同研究先）の選定について

（1）審査の方法について

外部の有識者からなる事前審査と NEDO 内の契約・助成審査委員会の 2 段階で審査します。また、事前審査委員会においてヒアリングを実施いたします。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に委託先（又は共同研究先）を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先（又は共同研究先）の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

また、委託先（又は共同研究先）からの再委託等を予定している場合は、再委託先等も含めて実施体制の審査を行いますので、委託先（又は共同研究先）に加えて再委託先等を体制に取り入れる必要性・妥当性等についても事実に基づいて提案書に記載してください。なお、研究開発独立行政法人が委託先又は共同研究先となる場合は、当該法人から民間企業への再委託等は、認められません。

(2) 審査基準

<事前審査の基準>

- ① 提案内容が本公募の目的、目標に合致しているか。(不必要な部分はないか)
- ② 提案された方法に新規性・独創性があり、技術的に優れているか。
- ③ 2030年以降において、バイオ燃料の普及を促進する波及効果の大きい提案であるか(コスト競争力、市場規模等)。
- ④ エネルギー収率の高い技術であるか(原料バイオマス量あたりのエネルギー収率)。
- ⑤ エネルギー収支(得られるバイオ燃料のもつエネルギー/投入一次化石燃料エネルギー)が高く、温室効果ガス削減効果が大きい技術であるか。
- ⑥ 国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか。(エネルギーセキュリティ等、我が国への貢献が期待できるか。)
- ⑦ 共同提案の場合、各法人の提案が相互補完的であるか。委託研究(産学連携)の場合、「産」(民間企業等)に事業化計画が明確になっているか。「学」(大学等)が産業発展に貢献する役割を担っているか。
- ⑧ 提案内容・研究計画は実現可能か。(提案内容が科学的根拠に基づき理論的に説明されており、技術的に可能であるか。研究計画、目標設定が妥当であるか。)
- ⑨ 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか。また、事業終了後も実用化に向けて開発を継続できる体制を有しているか。(関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等)

<契約・助成審査委員会における審査基準>

委託予定先(又は共同研究予定先)は、次の基準により選考するものとする。

- ① 委託業務(又は共同研究業務)に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1) 研究開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - 2) 研究開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3) 研究開発等の経済性が優れていること。
- ② 当該研究開発等における委託予定先(又は共同研究予定先)の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1) 関連分野の研究開発等に関する実績を有すること。
 - 2) 当該研究開発等を行う体制が整っていること。(再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)

- 3) 当該研究開発等に必要な設備を有していること。
 - 4) 経営（運営）基盤が確立していること。
 - 5) 当該研究開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6) 共同研究業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制をしていること。
- ③ 委託予定先（又は共同研究予定先）の選考に当たって考慮すべき事項
- 1) 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
 - 2) 各研究開発等の研究開発等分担及び共同研究金額の適正化に関すること。
 - 3) 競争的な開発等体制の整備に関すること。
 - 4) 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
 - 5) その他主管部長が重要と判断すること。

（３） 委託先（又は共同研究先）の決定及び通知について

① 採択結果の公表等について

採択された案件（実施者名、事業概要）は提案者に採択通知を送付するとともに、NEDO のホームページ等で公開します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

② 事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名については、上記採択結果の公表時に併せて公表します。

③ 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、NEDO 負担率の変更等）を付す場合があります。

（４） 公募スケジュール

| | |
|---------------------|--------------|
| 平成 24 年 5 月 28 日（月） | 公募開始 |
| 6 月 4 日（月） | 公募説明会（川崎市） |
| 6 月 5 日（火） | 公募説明会（大阪市） |
| 6 月 27 日（水） | 公募締め切り |
| 7 月上旬（予定） | 事前審査 |
| 7 月下旬（予定） | 契約・助成審査委員会 |
| 8 月上旬（予定） | 委託先（共同研究先）決定 |
| 8 月中旬（予定） | 公表・プレスリリース |
| 9 月下旬（予定） | 契約 |

8. 留意事項

（１） 契約について

提案者は、NEDO が提示する業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（共同研究契約書（案）及び共同研究契約約款）に合意することが委託先（共同研究先）と

して選定されることの要件となります。

(2) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

過去に実施した NEDO 研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載して頂きます。詳細については別添 4 をご覧ください。

(3) 追跡調査・評価について

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1 「追跡調査・評価の概要」をご欄ください。

(4) 知財マネジメントについて

特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）について、御協力を頂きます。

また、「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針※」（参考資料 2）に定めたとおり、産学官連携プロジェクトの知財マネジメントの強化を図り、国民経済へのアウトカムの最大化を目指すため、「知財の管理・運営方針に関わる提案」（別添 5）を求めます。

※「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」についてはこちらをご覧ください。: NEDO ホームページ
(http://www.nedo.go.jp/jyuhoukoukai/other_CA_00001.html)

(5) 「国民との科学・技術対話」への対応について

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、研究活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により当機構に報告してください。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

(6) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。^(※1)）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。^(※2)）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ
(http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf)
- ※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDO ホームページ
(http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(6-1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- 1) 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 2) 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 2～5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)
- 3) 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)
- 4) 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- 5) 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも 1) ～ 3) の措置を講じることがあります。

(6-2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定) に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(7) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(*3))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。(*4))に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

(http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin.pdf)

※4. 「研究不正機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ホームページ (http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(7-1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- 1) 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 2) 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)
- 3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1~3 年間)

- 4) 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 3)により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- 5) NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(7-2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(8) NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口 (http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(9) 独立行政法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添7のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のホームページで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

9. 取得財産の扱い

(1) 事業期間中の取扱い

本事業による取得財産の持ち分割合は、経費負担割合と同じとします。

委託事業の場合：NEDO 資産

共同研究事業の場合：持ち分割合 共同研究先 1/3、NEDO2/3

事業期間中の公租公課、損害保険料、事業終了後の資産処分時の評価費等、共有財産に係る費用については、それぞれの持ち分割合に応じて負担します。

取得財産の扱いは、業務委託契約約款第20条～第22条（共同研究契約約款第22条～第24条）に拠ります。

(2) 事業終了後の取扱い

委託先（又は共同研究先）は、事業終了後、原則として、有償譲渡により NEDO に帰属する取得財産を引き取るものとします。その際の価格は、委託契約の場合は引き取り時点での残存価額（定額法）、共同研究契約の場合は事業終了時点での残存価額（定額法）によるものとします。（業務委託契約約款第 20 条第 12 項、共同研究契約約款第 22 条第 12 項）

なお、委託先（又は共同研究先）が地方公共団体等であって、研究開発等を継続して実施する場合には、事業終了後に NEDO 所有の取得財産を無償譲渡することができます。耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に拠ります。共同研究で取得する資産については、主に別表第 6「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」を用います。

10. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、本事業の内容、応募にあたっての具体的な手続き、提出する書面等について説明いたします。応募に当たり公募説明会への出席は義務ではありません。なお、説明は日本語で行います。事前登録は不要です。

< 東日本地区 >

- ・ 日 時：平成 24 年 6 月 4 日（月）13:30～15:30
- ・ 場 所：NEDO 16 階 1601 会議室
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
ミューザ川崎セントラルタワー 16 階
<http://www.nedo.go.jp/introducing/honbu.html>

< 西日本地区 >

- ・ 日 時：平成 24 年 6 月 5 日（火）13:30～15:30
- ・ 場 所：NEDO 関西支部 会議室
〒530-0001 大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 10 号
梅田ダイビル 16 階

1 1 . 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等に関しては説明会で受け付けます。

また、その他の期間内のお問い合わせに関しては、記録として残しておくために平成 24 年 5 月 28 日（月）から平成 24 年 6 月 22 日（金）17:00 まで下記宛に FAX にて（日本語のみ）受け付けます。ただし、審査の経過、応募状況等に関するお問い合わせには応じられません。

FAX には、法人名、部署名、氏名、電話番号、メールアドレスを記載ください。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 バイオマスグループ 日尾野、森田、山本 宛

FAX 番号 : 044-520-5275

1 2 . 添付資料

- ・ 【別添 1】 提案書の様式
- ・ 【別添 2】 研究開発責任者候補 研究経歴書
- ・ 【別添 3】 主要研究員候補 研究経歴書
- ・ 【別添 4】 NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について
- ・ 【別添 5】 知財の管理・運営方針に関わる提案
- ・ 【別添 6】 提案書データシート
- ・ 【別添 7】 提案書類受理票
- ・ 【別添 8】 基本計画
- ・ 【別添 9】 平成 24 年度実施方針
- ・ 【別添 10】 契約に係る情報の公開について
- ・ （参考資料 1） 追跡調査・評価の概要
- ・ （参考資料 2） NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

MEMO